

議案第 5 2 号

岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部改正について

岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部を改正する条例

岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例（平成28年岩倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 岩倉市学校施設長寿命化計画の策定に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。